## 職員の方々に

以下のような行為は、利用者への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも利用者の人権の

重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

## ○身体的虐待

・殴る、蹴る、たばこを押しつける。

・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。

・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

## ○性的虐待

・性交、性的暴力、性的行為の強要。

・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。

・裸の写真やビデオを撮る。

## ○心理的虐待

・「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。

・「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。

・他の利用者と差別的な取り扱いをする。

## ○放棄・放置

・自己決定といって、放置する。

・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。

・失禁をしていても衣服を取り替えない。

・職員の不注意によりけがをさせる。

## ○経済的虐待

・利用者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

## ○その他

・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。

・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。自分がされたら嫌なこと

を利用者にしていませんか。

常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。